

一般財団法人大阪建築防災センター

B E L S 評価業務規程

制定年月日 令和 2 年 4 月 1 日

最終改定年月日 令和 7 年 3 月 24 日

番号 OB-01 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人大阪建築防災センター（以下「財団」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 27 条に基づく建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和 5 年国土交通省告示第 970 号。以下「表示告示」という。）、建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネルギー性能表示制度ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が定めた B E L S 評価業務方法書（以下「方法書」という。）に順守して建築物の省エネルギー性能の評価（以下「評価」という。）を行うにあたり必要な事項を定める。

(基本方針)

第 2 条 評価の業務は、表示告示、ガイドライン及び方法書のほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施する。

(評価の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域)

第 3 条 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

2 評価の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日（振替休日を含む。）及び国民の休日
- (3) 年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日まで）
- (4) 盆休み（8 月 13 日から 15 日まで）

3 評価の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合又は事前に申請者等（第 5 条に定める申請者又は代理者をいう。）との間において評価の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前 2 項の規定によらないことができる。

4 財団の所在地は、大阪府大阪市中央区谷町三丁目 1 番 17 号とする。

- 5 評価の業務を行う区域は、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県及び和歌山県の全域とする。

(評価の業務を行う建築物の区分)

第4条 財団が、評価の業務を行う建築物については、全ての建築物とする。

第2章 評価業務の実施方法

第1節 申請手続き

(建築物省エネルギー性能表示の申請)

第5条 建築物省エネルギー性能表示制度(Building-Housing Energy-efficiency Labeling System、以下「BELS」という。)に係る評価の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)又は申請の手続きに関する一切の権限を申請者から委任された者(以下「代理者」という。)は、財団に対し、原則として、次の各号に掲げる図書(以下「評価用提出図書」という。)を提出しなければならないものとする。

- (1) BELSに係る評価申請書 正副(方法書別記様式第26号)
- (2) 設計内容(現況)説明書 2部
- (3) 申請添付図書 2部
- (4) 一次エネルギー消費量及び外皮計算書(申請する評価手法により異なる) 2部
- (5) その他必要な書類 2部
- (6) BELSに係る評価物件 掲載承諾書 2部

2 評価用提出図書の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(財団の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)の受理によることができる。

3 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「適合性判定」という。)において適合判定通知書等を財団が交付した建築物について、BELSに係る評価の申請をしようとする場合、第1項第2号から第5号までに掲げる評価用提出図書のうち、適合性判定と重複する書類については、次の各号に掲げるいずれかの書類を添付することとで、提出を省略することができる。

- (1) 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)様式第一「計画書」(写し)及び、施行規則様式第七「適合判定通知書」(写し)
- (2) 施行規則様式第二「変更計画書」(写し)及び、施行規則様式第七「適合判定通知書」(写し)

- (3) 一般財団法人大阪建築防災センター建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程（以下「適合性判定業務規程」という。）別記様式第1「軽微変更該当証明申請書」（写し）及び、適合性判定業務規程別記様式第2「軽微変更該当証明書」（写し）
- (4) その他財団が必要と認める図書

（評価書が交付された後に行う計画の変更に係る評価の申請）

第6条 申請者は、省エネ性能ラベル及びBELS評価書（以下「評価書等」という。）の交付を受けた建築物の計画を変更する場合において、財団に変更に係る評価の申請をすることができる。この場合、申請者は財団に対し、次の各号（財団において直前の評価を行っている場合にあっては、第3号に掲げる図書を除く。）に掲げる図書を提出しなければならない。ただし、財団において直前の評価を行っていない場合にあっては、新規の申請として取り扱う。

- (1) BELSに係る変更評価申請書 正副（方法書別記様式第29号）
- (2) 申請添付図書のうち、当該変更に係るもの 2部
- (3) 直前の評価の結果が記載された評価書又はその写し 1部

ただし、下記内容の変更の場合、第1号の申請書は、第三面までとすることができる。

- ① 第二面：申請者等の概要
- ② 第三面：【建築物の所在地】、【建築物の名称】、【不動産ID】、【建築物の新築竣工時期（計画中の場合は予定時期）】、【申請対象部分の改修の竣工時期】

- (4) その他財団が必要と認める図書

2 第5条第2項の規定は、変更に係る申請について準用する。

（申請の受理及び契約）

第7条 財団は、前2条の申請があったときは、次の事項を確認し、当該評価用提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る建築物の所在地が、第3条の業務区域内であること。
- (2) 申請に係る建築物の区分が、第4条の業務を行う建築物の区分に該当するものであること。
- (3) 評価用提出図書に形式上の不備がないこと。
- (4) 評価用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (5) 評価用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 財団は、前項の確認により、評価用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求める。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、財団は、受理することができない理由を明らかにするとともに、申請者に評価用提出図書を返却する。

4 財団は、第1項により申請を受理した場合においては、申請者に引受承諾書を交付す

る。この場合、申請者と財団は、別に定める一般財団法人大阪建築防災センターBELS 評価業務約款（以下「評価業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。

5 前項の評価業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記する。

- （１）申請者は、提出された書類のみでは評価を行うことが困難であると財団が認めて請求した場合は、評価を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までに財団に提出しなければならない旨の規定
- （２）申請者は、財団が申請に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の評価用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
- （３）評価書等の交付前までに、申請者の都合により申請内容を変更する場合は、申請者は、双方合意の上定めた期日までに財団に変更部分の評価用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものと財団が認める場合にあっては、申請者は、当初の申請内容に係る申請を取り下げ、別に改めて評価を申請しなければならない旨の規定
- （４）財団は、評価書等を交付し、又は評価書等を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）を定める旨の規定
- （５）財団は、申請者が第１号から第３号までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定
- （６）財団は、不可抗力によって、業務期日までに評価書等を交付することができない場合には、申請者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
- （７）申請者が、その理由を明示の上、財団に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合で、その理由が正当であると財団が認めるときは、財団は業務期日の延期をすることができる旨の規定
- （８）財団は、申請者の責めに帰すべき事由により業務期日までに評価書等を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定

（申請の取下げ）

第８条 申請者は、前条の評価書等の交付前に申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届（方法書別記様式第 30 号）を財団に提出する。

2 前項の場合においては、財団は、評価の業務を中止し、評価用提出図書を申請者に返却する。

3 申請の取下げの受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

第2節 評価の実施方法

(評価の実施方法)

第9条 財団は、申請を受理したときは、速やかに、第13条に定める評価員に評価を実施させる。

2 評価員は次に定める方法により評価を行う。

(1) 評価用提出図書をもって評価を行う。

(2) 評価用提出図書が申請書に記載されている性能を有しているかどうかを方法書に従って確認する。

(3) 評価を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が申請書に記載されている性能を有しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類等を求めて評価を行う。

3 評価員は、評価上必要があるときは、評価用提出図書に関し申請者に説明を求める。

(評価書等の交付等)

第10条 財団は、評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに評価書等を申請者に交付する。

(1) 評価用提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき

(2) 評価用提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき

(3) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき

2 前項の評価書等の交付番号は、別途協会が公開する方法による(別表1「評価書交付番号の付番方法」による。)。

3 財団は、第1項各号に該当するため評価書等を交付しないこととした場合においては、その旨の通知書(方法書別記様式第28号)を申請者に交付する。

4 財団は、すでに評価書等の交付を行っている建築物に対し、当該建築物の関係者より当該評価書の再交付の申請があった場合は、評価書等の交付を行う。この場合、財団は当該申請者が当該建築物の関係者であることについて書面をもって確認する。

5 財団は、前各項に規定する図書の交付については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

(プレート等の交付)

第11条 財団は、第10条の評価書等に加えて、方法書に定めたプレート、シールの交付を行うことができる。

第3章 評価料金

(評価料金)

第12条 申請者は、別表2及び別表4の評価料金（申請の対象とする範囲を複合建築物全体とする場合は、非住宅部分にあつては別表2、住宅部分にあつては別表4により算出した料金を合算した料金とする。なお、複合建築物全体に加え、非住宅部分及び住宅部分それぞれの評価を希望する場合も同様とする。）を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 財団と申請者は、別途協議により、一括納入その他別の納入方法をとることができるものとする。
- 4 財団は、効率的に評価を行うことができる等の合理的理由がある場合、第1項に定める評価料金を減額することができるものとする。
- 5 財団は、評価の業務に要する時間が想定している時間を超える場合等においては、第1項に定める評価料金によらず、別途評価料金を定めることができるものとする。この場合において、財団は、申請者に対し、見積もりを提示する。
- 6 第10条第4項の場合における評価書の再交付の料金は、別表2及び別表4によるものとする。

第4章 評価員

(評価員)

第13条 財団は、次に該当する者を評価員として選任する。

(1) 非住宅の評価を行う場合 法第42条に定める適合性判定員

(2) 住宅の評価を行う場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。）第13条に定める評価員で、かつ、共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出について知識を有する者、または法第42条に定める適合性判定員

- 2 前項の評価員は、財団の職員から選任するほか、財団の職員以外の者に委託して選任できるものとする。

(評価員の教育)

第14条 財団は、評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回、財団の行う評価業務に関する研修を受講させる。

(管理者)

第15条 財団は、役員又は職員の中から、評価の業務の管理者となる者を任命する。

- 2 前項の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十

分な措置を講ずるものとし、全ての評価書等の交付について責任を有するものとする。

(秘密保持義務)

第 16 条 財団の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 5 章 評価業務に関する公正及び適正性の確保

(評価業務に関する公正の確保)

第 17 条 財団は、財団の役員又はその職員（評価員を含む（以下本条において同じ。））が、申請を自ら行った場合又は代理人として申請を行った場合は、当該建築物に係る評価を行わない。

2 財団は、財団の役員又はその職員が、申請に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該建築物に係る評価を行わない。

(1) 設計に関する業務

(2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

(3) 建設工事に関する業務

(4) 工事監理に関する業務

3 財団は、財団の役員又はその職員（過去 2 年間に役員又は職員であった者を含む。）の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員が当該申請に係る評価の業務を行う場合に限る。）は、当該申請に係る評価を行わない。

(1) 申請を自ら行った場合又は代理人として申請を行った場合

(2) 申請に係る建築物について、前項各号のいずれかに掲げる業務を行った場合

4 財団は、評価ミスや不正評価を抑制するために協会の行う調査を受ける。

第 6 章 雑則

(帳簿の作成及び保存方法)

第 18 条 財団は、次の各号に掲げる事項を記載した評価業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、評価の業務以外の目的で複製、利用等がされない確実な方法で保存する。

(1) 申請受付年月日

(2) 評価書等に表示する事項のうち、次に定める事項（複合建築物の場合は、住宅と非住宅両方の項目を表示することとなるが、複合建築物の場合では表示されない項目については対象外）

ア 一次エネルギー消費量に係る多段階評価

- イ 住宅部分の断熱性能（外皮性能）の多段階評価
- ウ 再生可能エネルギー利用設備の有無
- エ 目安光熱費
- オ ZEB・ZEH水準の判定
- カ 「ネット・ゼロ・エネルギー」（表示されたZEBまたはZEHマークを記載する。マーク表示がない場合は「－」とする。）
- キ 建物名称（不動産IDを除く）
- ク 建築物の所在地及び平成28年国土交通省告示265号に定める地域の区分
- ケ 構造、建築物の階数、延べ面積、住棟の場合は住戸数、非住宅・複合建築物の場合は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）に規定される用途
- コ 評価対象
- サ 評価手法
- シ 削減率及びBEI値（モデル建物法の場合は、削減率及びBEIm値）
- ス 住宅の場合は、断熱性能（外皮性能）の外皮平均熱貫流率 U_A 値の設計値（住棟の場合は、最も性能値が低い住戸の値を表示する。「セ」においても同じ。）
- セ 住宅の場合は、断熱性能（外皮性能）の冷房期平均日射熱取得率 η_{AC} 値の設計値
- ソ 再生可能エネルギー利用設備の種類
- タ 評価書交付番号
- チ 評価機関名
- ツ 評価員氏名
- テ 設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量及びその判定と、誘導設計一次エネルギー消費量、誘導基準一次エネルギー消費量及びその判定（モデル建物法を含む場合は判定のみ）
- ト 非住宅の場合は、大規模非住宅の場合の設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量及びその判定（モデル建物法を含む場合は判定のみ）
- ナ 住宅の場合は、断熱性能（外皮性能）の地域区分に応じた省エネ基準及び誘導基準への判定
- ニ 非住宅の場合は、断熱性能（外皮性能）BPI値（モデル建物法の場合はBPIm値）及び誘導基準への判定
- ヌ 省エネ基準及び誘導基準への総合判定
- ネ 非住宅の場合は、大規模非住宅建築物の場合の基準への総合判定
- ノ 再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率
- ハ 再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率
- ヒ 申請者の氏名又は名称及び住所

フ 建築物の新築竣工時期及び改修工事の竣工時期

(3) 評価書等の評価年月日又は評価できない旨の通知書の交付年月日

(4) 評価業務に関する料金の額

- 2 前項の帳簿の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

(書類の保存及び管理方法)

第 19 条 評価用提出図書の保存は、評価中であつては評価のため特に必要ある場合を除き事務所内において、評価終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 20 条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 帳簿 評価業務を廃止するまで

(2) 評価用提出図書 評価書等の交付を行った日の属する年度から 10 事業年度

- 2 財団が評価業務の全部を廃止した場合においては、協会が帳簿及び書類の保管を引き継ぐ。

(事前相談)

第 21 条 申請者は、申請に先立ち、財団に相談をすることができる。この場合において、財団は、誠実かつ公正に対応する。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 22 条 財団は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合にあつては、情報の保護に係る措置について別に定める。

(協会への報告等)

第 23 条 財団は、公正な業務を実施するために協会から業務に関する報告等を求められた場合には、評価内容、判断根拠その他の情報について報告等を行う。

(附 則)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 6 年 1 月 5 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

なお、令和 6 年 3 月 31 日以前に申請受付されているもの又は令和 6 年 3 月 31 日以前に評価書が交付された後に計画の変更に係る評価の申請がなされるものについては、なお従前の例による。

(附 則)

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 評価書交付番号の付番方法

交付番号は、14 桁の文字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○—○○—○○○○—○○○—○○』

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1～3 桁目 | B E L S の登録機関番号 |
| 4～5 桁目 | 機関の事務所ごとに付する番号 |
| 6～9 桁目 | 評価書交付日の西暦（年度） |
| 10～14 桁目 | 通し番号（9 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付す） |

※第 6 条における評価書が交付された後に行う計画の変更に係る評価の申請による交付番号は、変更前と異なるものとする。

別表 2

【非住宅に係る料金】

(税込、単位：円)

評価対象床面積 の合計	建築物の用途区分			
	区分 A		区分 B	
	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法
～300 m ² 未満	198,000	88,000	110,000	44,000
300 m ² 以上 ～1,000 m ² 未満	242,000	121,000	143,000	66,000
1,000 m ² 以上 ～2,000 m ² 未満	302,500	159,500	187,000	82,500
2,000 m ² 以上 ～5,000 m ² 未満	363,000	198,000	231,000	99,000
5,000 m ² 以上 ～10,000 m ² 未満	495,000	242,000	308,000	132,000
10,000 m ² 以上 ～25,000 m ² 未満	605,000	374,000	407,000	176,000
25,000 m ² 以上	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積

(1) 建築物の用途区分欄における区分 A 及び区分 B は別表 3 による。ただし、一つの申請範囲に複数の用途がある場合は、以下のとおりとする。

- ① 一つでも区分 A の用途を含む場合は区分 A を適用
- ② 区分 B の用途のみの場合は区分 B を適用

(2) 変更申請等については以下とする。

- ① 計画変更申請料金は、別表 2 の評価料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は別表 2 の評価料金とする。なお、直前の評価書を他の評価機関で交付している場合は、第 6 条第 1 項の規定により、新規に提出があったものとして取り扱う。

イ 当初の評価方法から他の評価方法に変更する場合

ロ 区分 B の用途のみから区分 A の用途を含む用途に変更する場合

- ② 計算に係らない申請者等の概要、建築物の所在地、建築物の名称の計画変更申請料金は、5,500 円（税込）とする。

(3) 別表 2 の評価対象面積は、申請範囲の面積とし、その算定方法は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき行う。

(4) 財団における適合性判定と同時に申請する場合、財団が交付した適合判定通知書の写し又は軽微変更該当証明書の写しを活用する場合の評価料金は、44,000 円（税込）とする。

別表 3

【建築物の用途区分】

区分	B E L S 評価の対象となる建築物の建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別紙の表の用途の区分	用途区分コード
区分 A	区分 B 以外の用途及びこれらを含む複数用途	
区分 B	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640

（１）上記表には、状況により適用が除外される用途も含まれる。

（２）建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別紙の表の用途の区分が「その他 08990」の場合は、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次のとおり区分を適用する。

区分	モデル建物法を適用する場合に利用するモデル
区分 A	工場モデル以外
区分 B	工場モデル

別表 4

【住宅に係る料金】

(税込、単位：円)

建築物の種類		単独申請	併願申請
一戸建ての住宅		36,300	左記料金の2分の1
共同住宅等	住戸評価	基本料金＋戸あたり料金 ×対象住戸数 基本料金：132,000 戸あたり料金： 3,300	左記料金の2分の1
	住棟評価	基本料金＋戸あたり料金 ×対象住戸数＋共用部料金 基本料金：132,000 戸あたり料金： 3,300 共用部料金：132,000	左記料金の2分の1

- (1) 一戸建ての住宅の構造が木造以外の場合は、22,000 円（税込）を加算する。
- (2) 併願申請とは、財団が交付する次に掲げるいずれかの書類を活用し、当該評価基準が求める性能値を確認することが出来る場合をいう。
- ① 設計住宅性能評価書
 - ② 長期使用構造等である旨の確認書
 - ③ 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書
- (3) 共同住宅等において、2 住戸以下の評価を行う場合は、一戸建ての住宅の単独申請料金に戸数を乗じた額とする。計画変更申請については、前述の 0.5 を乗じた額とする。
- (4) 共同住宅等の住棟評価において、共用部の評価を行う必要がない場合（長屋、共用部省略等）は、共用部料金を加算しない。
- (5) 寄宿舍又は下宿は、別表 4 の共同住宅等の料金を適用し、戸あたりの算出は、3 寝室を 1 戸（切り上げた整数とする）とする。
- (6) 共同住宅等は、住戸評価書発行事務料金として、戸あたり 1,100 円(税込)を加算する。なお、計画変更申請も同様とする。
- (7) 変更申請等については、以下とする。
- ① 計画変更申請料金は、別表 4 の評価料金の単独申請の料金に 0.5 を乗じた額とする。なお、直前の評価書を他の評価機関で交付している場合は、第 6 条第 1 項の

規定により、新規に提出があったとして取り扱う。

- ② 計算に係らない申請者等の概要、建築物の所在地、建築物の名称の計画変更申請料金は、評価書一通につき 5,500 円（税込）とする。
- ③ 共同住宅等の住戸評価において、一部の住戸のみ計画変更申請する場合は、基本料金の 2 分の 1 + 戸あたり × 3,300 円（税込）とする。ただし、料金は単独申請の 2 分の 1 を上限とする。
- ④ 共同住宅等において、共用部のみ計画変更申請する場合は、基本料金の 2 分の 1 とする。

別表 2、別表 4 共通事項

- （１）評価を効率的に実施できる場合は、効率の度合いに応じ、評価料金を減額することができる。
- （２）第 10 条第 4 項に定める評価書の再交付の料金は、1 通につき 5,500 円（税込）とする。
- （３）第 11 条第 1 項におけるプレート等の交付を行う場合の料金は、プレート等の製作に係る費用の実費相当額に、発注に係る事務費用として 3,300 円（税込）を加えた額とする。